

構成	主な項目	内容	委員からの意見、キーワード等
A 総則	前文	(1)まちの歴史、魅力、まちづくりへの思い、目指すまちなど	①熊本市の優位性の認識【中島洋】 ②市民の「情報を取得する権利」「参画権・意見表明権・提案権」を保障する【西村】 ③自治基本条例第3条、4条、5条、12条、25条、27条、29条、30条、31条に基づいて目的を設けるべき【西村】 ④広範な市民が一人でも多く市政を知り、参画する機会を拡充推進し、具体的に確実に保障する仕組みをつくることを目的とする【西村】 ⑤市民の意見、意向、提案、対案等が参画の形態、方法を通じて、条例等に反映され、市民にとってより良い条例等が作成され制定されることを目的とする【西村】 ⑥「情報共有」「参画」「協働」はバラバラではなく一つの統一した不可分なもの、一つの概念、一つの命題、一つの有機体、生命体である。これは、自治運営、市政運営の中核概念、中心的概念である【西村】 ⑦「市政に関し意見を表明し、又は提案する権利」「市政に関し説明を求める権利及び学習をする権利」を明記【西村】
	目的	(1)自治基本条例の理念に基づく。 (2)参画と協働の拡充推進の基本的事項を定める。	
	定義	(1)用語の説明 (とくに参画・協働の意味を明確化する)	
B 参画	参画全般	(1)参画の機会を拡充する。 (2)参画の対象、方法を定める。	①インボルブメントの必要性を定める【中島洋】 ②「住民参画制度の確立」として対象、形態、参加手続き、提案制度の確立を盛り込む【西村】 ③「企画」「実施」「評価」のときを参画の対象とする【西村】 ④市の外へ情報発信をするシステムを条例に組み込んでどうか。例えば、観光に来てもらう工夫として、景色の良い場所を民間から募集して観光情報として行政が発信したらどうか。【長塩】 ⑤行政の企画、実施、評価のすべての過程(段階)に、市民は主体的、自発的、積極的に参画し、市政を推進することが基本である【西村】 ⑥参画形態の最大の目的は、市民が直接会議に参画し、意見、提案等が出来る機会を保障するとともに、参画の形態方法を組み合わせ、全体的に意見、提案を広範な市民の中からくみ上げて、多様な市民の意見、提案、意向が反映されより良い条例、計画等が作られることを目的とする【西村】 ⑦多様な形態と方法は以下を提案【西村】 1)審議会(調査、審議) 2)市民会議、区民会議、校区会議 3)パブリックコメント 4)行政、審議会等主催の学習会、研究会 5)行政、審議会等主催の報告会、報告集会 6)行政、審議会等主催の市民との意見交換会 7)行政、審議会等による説明会 8)市民、市民団体等、地域団体から、行政、審議会等への提案の申し入れ。説明と質疑。 9)シンポジウム 行政、審議会主催 10)懇談会 11)ワークショップ 12)参考人、公聴会(議会) 13)議会、請願 ⑧行政は、課題、対象に、広範な市民の参画の機会を参画の方法と民主的な手続きによって保障しなければならない【西村】 ⑨参画の形態、方法は、市民の多様な活動の広がりとともに発展し、今後もっと多様な参画形態、方法が生み出されてくると思われる【西村】 ⑩市民参画の方法と民主的手続きの確立【西村】 1)民主的手続きの重要性 a.参画の対象の目的とそれを実現するための方法とそれに参画するための民主的な手続きを経なければ、市民は目的のものに参画することは保障されない。 b.特に参画の民主的手続きが重要である。 c.行政は全体の計画を知らせなければならない。募集、公募の始まりから終わりの結果公表までを知らせなければならない。日時、内容について全面的に知らせなければならない。 d.公募、募集、会議の日程はすべて「市政だより」に掲載しなければならない。 2)行政の民主的手続きと責務 行政は誠実に民主的手続きを実行し、市民参画を拡充推進し、情報共有と参画・協働を中核とする市政運営と公平公正で透明な市政を運営することによって総合10年計画を一步一步実現していかなければならない。

			⑪行政評価に市民が参加すべき【西村】 ⑫(3)～(5)のほか、ワークショップ、懇談会、公聴会、アンケート等の制度について定める【西村】 ⑬参画の重要な対象を明記することにより、市政(行政)への市民参画はもとより、全体への市民参画と注意を喚起し、市政(行政)全体への市民参画の拡充推進を促進する【西村】 ⑭重要な対象課題として、以下1)～6)を提案【西村】 1)条例等の制定、改正、廃止に関するもの 2)計画の策定、振興、改正、廃止に関するもの a.総合計画(基本構想、基本計画、実施計画、事業計画) b.法と条例に基づく計画 c.分野別の計画 d.地域計画(区単位)、地区計画(小学校区単位) e.国、他の自治体にかかわる計画 3)予算の編成、執行、決算について 4)市民の生活に重要な影響を及ぼす市の方針、政策、施策、事業計画、条例、規則、要綱及び行財政計画等の策定、改正、廃止のとき 5)行政評価(政策評価)への参画 6)全体の計画と行程表、スケジュールへの参画
	重要な参画の方法	(1)パブリックコメントの対象、意見の公表を定める。 (2)審議会等の委員の選任、会議の公開を定める。 (3)無作為抽出された市民による協議の場に関することを定める。	⑮市民が問題であると感じるものを審議会として検討すべき【長塩】 ⑯「審議委員の公募制度の確立」「公募委員の選考委員会(第三者機関)の設置」などを定める【西村】 ⑰多くの人が参画できる仕組みが必要【中島洋】 ⑱意見の偏りがないうような様々な市民の意見を集約することも重要【上野】
C 協働	協働全般	(1)協働の取組みを拡充する。 (2)協働の形態と役割に応じた関係を定める。	①協働の推進の基本原則とルールを定める【西村】
	活動推進(相互支援)	(1)公益活動に関する効果的な情報発信や活動の場の充実、人・物・財政的支援を行う。	②きめ細かく情報発信して地域の参画を活性化【岩下】 ③コミュニティづくりには情報発信ツールが重要【中島久】 ④自治会での広報が重要【吉田】 ⑤協働のコーディネート(を担う人や情報)が必要【松崎】 ⑥高齢者等を考慮した情報提供【中島洋】 ⑦ITにアクセスできない人を考慮【長塩】 ⑧コミュニティを実感する機会が少ない、楽しくないと参加しない【長塩】 ⑨伝える相手や状況に応じた情報伝達方法を講じる【長塩】 ⑩「新しい公共」を支援する条例とする。【松崎】
	人材育成	(1)公益活動を支える人材育成に必要な環境づくりを行う。	⑪地域の人材育成が課題【吉田】 ⑫情報発信を活発化する人材【松崎】 ⑬コミュニティづくりのキーパーソン【中島久】 ⑭信頼されるリーダーを作る仕組み【岩下】 ⑮エンパワメントの(市民公益活動の自主性・自立性を高めていく)ためオルガナイザー(組織を運営していくリーダー)の育成が必要【中島洋】
	説明責任	(1)受益団体の説明責任(自己責任)を定める。	
D 推進のための制度	拡充の仕組み	(1)(地域)コミュニティ活動の単位を定める。 (2)市民同士の協議の場を定める。 (3)区民と区役所の協議の場を定める。 (4)協議に必要な情報の共有を図る。 (5)参画、協働の検証と公表を定める。	①市民のエンパワメント(自己決定力や問題解決力)を育成する仕組み【上野】 ②小学校区で統計整備する必要性【上野】 ③災害時の地域での助け合いができる仕組み【吉田】 ④文化のような特定の分野を地域づくりに活用【中島久】 ⑤NPOによる市民なりの解決提案【中島久】 ⑥みんなが参加するために工夫されたプログラムが必要【平橋】 ⑦市民活動団体と行政の協議の場が必要【松崎】 ⑧世代、性別を越えたつながりを作るべき【中島久】 ⑨地域内の情報共有が重要【平橋】 ⑩ご長寿失踪・ネグレクトのようなマクロ視点で発見しづらい問題を、地域や民間の視点から防ぐような仕組みを条例に組み込んではどうか。高齢化・核家族化する社会で今後も普遍的な問題として存在すると思う。【長塩】 ⑪「こうのとりのゆりかご」のように、弱者を受け入れる施設を協働のシステムとして助成してはどうか【長塩】 ⑫協働提案権や協議の場を盛り込む【西村】 ⑬市民協働事業選定・評価委員会(第三者機関)の設置【西村】 ⑭自治基本条例が目指す取り組みの毎年度の検証と現状把握、公表のために第三者委員会を設置(「情報共有推進評価委員会」「参画推進評価委員会」「協働推進評価委員会」「地域づくり推進委員会」)【西村】 ⑮地域コミュニティ以外の行政、市民活動団体・NPOの位置づけが抜け落ちている。【松崎】

その他	条例見直し	(1)政令市移行や成果検証に基づく条例見直しを定める。	①「まちづくり」という言葉を入れた方がよい【岩下】 ②正副委員長案で良い(「まちづくり」はハードのイメージ)【中島洋】 ③「まちづくり」が外れてははっきりした【松崎】 ④「情報共有」「参画と協働の拡充推進」を入れるべき。「 情報共有と市民参画と協働を拡充推進する条例 」【西村】 ⑤サブタイトルを付けてはどうか【平橋】 ⑥「 市政 」と「 まちづくり⇒地域づくり 」の意味を明確化する【西村】
	委任	(1)条例の施行に必要な事項は市長が別に定める。	
	条例の名称	(1)「 市民参画と協働の推進条例 」をたたき台として検討。	
情報共有	* 正副委員長案にはないが、意見が多かった項目		①情報公開・共有の原則【西村】 ②行政の意思決定過程における情報の共有【西村】 (課題・目的の設定及びその背景、経過、理由) (市民提案及び検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由) (他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況) (政策・計画等にかかる住民参加の状況)等 ③情報公開制度の確立【西村】 ④情報収集及び管理【西村】 ⑤説明及び応答責任【西村】 ⑥課題の意思決定過程における全体の計画、行程表、スケジュール等の情報の共有【西村】 1)1年間(必要なら2年間)の課題の実現に向けての全体の計画と行程表、スケジュールと財政計画 2)市民参画の全体の計画、行程表、スケジュール 3)審議会等の全体の計画、行程表、スケジュール 4)行政の全体計画 a. 意思決定過程機関の全体計画、行程表、スケジュール b. 職員研修、学習計画の全体計画 c. パブリックコメント、地域説明会等の市民からの素案に対する意見、提案による修正、記録に関する全体計画、行程表、スケジュール d. 議会への上程等の全体計画、行程表、スケジュール 5)意思決定過程の4段階におけるそれぞれの全体計画、行程表、スケジュール 6)参画と協働は情報共有が必然であり、絶対不可欠の条件です。相互に情報を共有し、理解しながら補い合って、参画と協働は進むものです。参画と協働は情報の共有なしには一歩たりとも進みません。 ⑦個人情報保護法に過剰反応しすぎない【荒木】 ・その他、上記正副委員長案に対する意見の中に「情報」に関する意見あり。
その他の検討			①わかりやすい言葉で表現、難しい用語には解説を付けるべき【岩下】 ②条例が浸透する道筋を考えるべき【吉田】 ③自治協議会へ条例をよく浸透させるべき【吉田】 ④行政の縦割りを解消するための条例【平橋】 ⑤現行案で良い【松崎】 ⑥熊本市ならではの特徴を盛り込むべき【長塩】 ⑦身近に感じる条例が良い【吉田】 ⑧熊本の実態を調べて盛り込むべき【吉田】 ⑨条例に頼らないことの重要性【長塩】 ⑩広範な市民が確実に「情報共有」「参画」「協働」できる仕組みを整備し、その機会を拡充推進する条例にする【西村】 ⑪参画協働を確実に拡充推進するために現状と問題点をふまえ個別具体的に内容を条例に記載する【西村】 ⑫情報公開と情報共有を確実にするために個別具体的に内容を条例に記載する【西村】 ⑬自治基本条例を指針として検討する【西村】 ⑭盛り込む内容を検討するだけでなく条文明も検討すべき。【西村】 ⑮条例起草委員会【西村】 ⑯公募の体系一覧をまとめるべき【西村】 ⑰別途条例の策定をすべきもの【西村】 1)熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱は条例化すべき 2)審議会等条例を策定すべき 3)公募委員選出制度に関する条例を策定すべき 4)行政評価条例を策定すべき 5)情報共有の拡充推進条例を策定すべき ⑱市民の提案権・意見表明権の保障のため、自治推進委員会は申し出があった場合の市民提案を積極的に受け、市民が意見を表明、説明できる機会を設ける。【西村】 ⑲条例作成の検討過程を市民に公開し、検討結果に対して説明責任を果たす。【西村】 ⑳委員会による地域説明会の実施【西村】

意見の提出について

「条例の全体構成のたたき台」の「主な項目」「内容」とそれに対する意見を下の表に記入し、
8月10日（火）までにご提出ください。（新たな項目・内容も可）

	項目・内容	ご意見
①	D <u>推進のための制度</u> 特定の区域や特定の分野の課題解決のため、・・・	条例そのものは基本的に行政に係わる分野や課題について B 参画 C 協働 を規定し推進していくために制定するものであり、「新しい公共」を支援するものと考えます。しかしながら D の（１）では校区コミュニティを（２）では自治協など市民間の協議とあり 参画・協働から行政が抜け落ちているように感じられます。 市民間で参画・協働することは、条例にあえて入れる必要はなく、公益をいかに市民の参画や協働によって進めるかという議論がむしろされております。これは C の（２）と矛盾しています。とくに市民活動団体・NPO が抜け落ちているのも腑に落ちません。自治会や自治協議会は行政の下請け的活動であり、行政と最も協働しやすい団体で、自ら課題解決する団体とはいえないと思います。
②		
③		

送付先（事務局）

市民生活局 市民協働推進課

電話 096-328-2036 ファックス 096-324-5969

メール shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp

氏 名 松崎 景子

提出期限 8月10日（火）

この様式のメール送付をご希望の方は、事務局までお申し出ください。

意見の提出について

「条例の全体構成のたたき台」の「主な項目」「内容」とそれに対する意見を下の表に記入し、
8月10日（火）までにご提出ください。（新たな項目・内容も可）

	項目・内容	ご意見
①	協働・・・C-（2） 協働の形態と役割に応じた関係を定める。	御長寿失踪・ネグレクトのようなマクロ視点では発見しづらい問題を、地域や民間の視点から防ぐような仕組みを条例に組み込んではどうか。 ※高齢化・核家族化する社会で、今後も普遍的な問題として存在すると思うので。
②	推進のための制度・・・D-（3）	こうのとりのゆりかごのように、弱者を一時的にしろ一括して受け入れる施設を協働の一つのシステムとして、助成してはどうか。 ※熊本市らしいアピールになると思う。
③	参画の機会を拡充する・・・B-（1）	市の外へ情報発信をするシステムを条例に組み込んではどうか。例えば景色がいい場所を民間から募集して観光情報として行政が発信したらどうか。 ※観光に来てもらう工夫として。

送付先（事務局）

市民生活局 市民協働推進課

電話 096-328-2036 ファックス 096-324-5969

メール shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp

氏 名 長 塩 史

提出期限 8月10日（火）

この様式のメール送付をご希望の方は、事務局までお申し出ください。

意見の提出について

「条例の全体構成のたたき台」の「主な項目」「内容」とそれに対する意見を下の表に記入し、
8月10日（火）までにご提出ください。（新たな項目・内容も可）

	項目・内容	ご意見
①	別添のとおり	
②		
③		

送付先（事務局）

市民生活局 市民協働推進課

電話 096-328-2036 ファックス 096-324-5969

メール shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp

氏 名 西村 文雅

提出期限 8月10日（火）

この様式のメール送付をご希望の方は、事務局までお申し出ください。

[1] 名称 「情報共有と市民参画と協働を拡充推進する条例」

[2] 目的

① 自治基本条例に基づいて

3条 4条 5条 12条 25条 27条 29条
30条 1. 2. 3. 4項 31条

② 広範な市民が一人でも多く市政を知り、参画する機会を拡充推進し、具体的に確実に保障する仕組みをつくることを目的とする。

③ 市民の意見、意向、提案、対案等が参画の形態、方法を通じて、条例等に反映され、市民にとってより良い条例等が作成され制定されることを目的とする。

④ 情報共有と参画と協働は、バラバラでなく一つの統一した不可分のものであり、総じて一つの概念であり、一つの命題であり、一つの有機体であり、生命体であり、これは自治運営、市政運営の中核概念、中心概念である。

[3] 情報共有と市民参画と協働の拡充推進の制度

1. 市民参画の基本

① 行政の企画、実施、評価のすべての過程（段階）に、市民は主体的、自発的、積極的に参画し市政を推進することが基本である。

- ② 特に参画の重要な対象を明記することにより、市政（行政）への市民参画はもとより、全体への市民参画と注意を喚起し、市政（行政）全体への市民参画の拡充推進を促進する。

エ. 市政への市民参画の重要な対象課題

① 条例等の制定、改正、廃止に関するもの。

② 計画の策定、進行、改正、廃止に関するもの。

a. 総合計画（基本構想、基本計画、実施計画、事業計画）

b. 法と条例に基づく計画

c. 分野別の計画

d. 地域計画（区単位）地区計画（小字校単位）

e. 国、他の自治体にかかわる計画

③ 予算の編成、執行、決算について

④ 市民の生活に重要な影響を及ぼす市の方針、政策、施策、事業計画、条例、規則、要綱、及び行財政計画等の策定、改正、廃止のとき

⑤ 行政評価（政策評価）への参画

⑥ 全体の計画と行程表、スケジュールへの参画

3. 情報共有と市民参画の多様な形態と方法と行政の責務

① 多様な形態と方法の目的

参画形態の最大の目的は、市民が直接会議に参画し、意見、提案等ができる機会を保障するとともに、参画の形態、方法を組み合わせる全体的に意見、提案を広範な市民の中から汲み上げて、多様な市民の意見、提案意向が反映されるより良い条例、計画等が作られることを目的とする。

② 多様な形態と方法

1. 審議会 (調査 審議)
2. 市民会議、区民会議、校区会議
3. パブリックコメント
4. 行政、審議会等主催の学習会、研究会
5. 行政、審議会等主催の報告会、報告集会
6. 行政、審議会等主催の市民との意見交換会
7. 行政、審議会等による説明会
8. 市民、市民団体等、地域団体から、行政、審議会等への提案の申し入れ、説明と質疑
9. シンポジウム 行政、審議会主催
10. 懇談会
11. ワークショップ
12. 参事人 公聴会 (議会)
13. 議会、請願、陳情
14. アンケート

③ 行政の責務と対応

1. 行政は課題、対象に、広範な市民の参画の機会を参画の方法と民主的な手続きによって保障しなければなりません。
2. 参画の形態、方法は、市民の多様な活動の広がりとともに発展し、今後もっと多様な参画形態、方法が生まれてくるでしょう。

4 市民参画の方法と民主的手続きの確立

① 民主的手続きの重要性

1. 参画の対象の目的とそれを実現するための方法とそれに参画するための民主的な手続きを経なければ、市民は目的のものに参画するとは保障されない。
2. 特に参画の民主的手続きが重要である。
3. 行政は全体の計画を知らせなければならない。
募集、公募の始りから終わりの結果公表までを知らせなければならない。日時、内容について全面的に知らせなければならない。
4. 公募、募集、会議の日程はすべて「市政だより」に掲載しなければならない。

② 行政の民主的手続きと責務

行政は誠実に民主的手続きを実行し、市民参画を拡充推進し、情報共有と参画、協働を中核とする市政運営と公平公正で透明な市政を運営することにより、総合10年計画を一步一步実現（211）かなければならない。

[4] 課題の意思決定過程における全体の計画、行程表、スケジュール等の情報の共有

① 1年間（必要なら2年間）の課題の実現に向けた全体の計画と行程表、スケジュールと財政計画

② 市民参画の全体の計画、行程表 スケジュール

③ 審議会等の全体の計画、行程表 スケジュール

④ 行政の全体計画

a. 意思決定過程 機関の全体計画、行程表、スケジュール

b. 職員研修、学習計画の全体計画

c. パブリックコメント、地域説明会等の市民からの事案に対する意見、提案による修正、記録に関する全体計画、行程表、スケジュール

e. 議会への上程等の全体計画、行程表、スケジュール

⑤ 意思決定過程の4段階におけるそれぞれ全体の計画、行程表 スケジュール

- ⑥ 参画と協働は情報共有が必然であり、絶対不可欠の条件です。相互に情報を共有し、理解しながら補い合ふ。参画と協働は進むものです。
参画と協働は情報の共有なしには一歩たりとも進みません。

[5] 参画拡充推進評価委員会の設置(三者委員会)

- ① 参画の検証
- ② 総括 現状 問題点 改善点 教訓
- ③ 年次報告書を出す

平成22年 8月 16日

熊本市自治推進委員

熊本市戸島3丁目14-19

西村 文雅

「熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱」についての批判的見解

熊本市パブリックコメント(意見公募)制度は条例化すべきである。

1. <パブリックコメント制度の意義と目的>

(1) パブリックコメント(意見公募)制度は、主権者である市民が行政素案に対し意見提案(たもの)を反映させ決める制度である

(2) この制度は、情報共有拡充推進と市民の提案、意見表明による市政への参画と協働の市政運営を進める上で不可欠で重要な制度である

(3) この制度は行政の意思決定過程において議会上程前の最終段階の行政素案について、市民、条例、条文等の修正、加筆、削除等の提案が確実に反映されより良一条例等を実現することが目的である。

(4) この制度は、行政の内規である要綱により運営され歪みが生じている素案へ直接説明、市民参画等抜本的に変え自治基本条例との整合性を確保し条例化しなければならない。

2. <パブリックコメント制度に求められる特徴と役割>

(1) 意思決定過程の最終行政素案において求められるのは、具体的な条文、文言の修正、加筆、削除である

(2) 極めて重要な最終段階での行政の検討作業は、公開、公表にしなければならない

(3) 市民に直接素案を会場で説明責任

① 素案の争点、論点になり、条文、項目についての説明

② 論点の根拠を明確に説明

(4) 素案の検討委員会は、市民参画で修正作業は協働で行う

① 委員会を構成する

② 最終決定は市長が行う

③ 市民の修正、加筆、削除、意見提案等の検討は、市民参画、協働で行い提案

(5) 素案検討委員会は公開で行う

3 <対象外 4条>

- (1) 本制度の対象外の規定は十分検討を加える必要がある
- (2) 説明が不足し、理解不可能な所がある
- (3) 質問しなれば理解できない

4 <素案の公表 5条>

(1) 策定の目的と意義

(2) それを必要とする理由、背景

(3) 素案は全文を公表すること

(4) 必要な資料が具体的にない。条例で規定すべきである

① 行政内での複数案の提示

② これまで提案されたものはすべて提出

(5) 論点は素案を軸に対立している論点をわかりやすく説明、その際それぞれの根拠になっているものを説明

5 <公表方法 6条>

① 「市政だより」への掲載等有効と考えられる手段をとり、

② (1) ~ (4) 「市政だより」はない。

③ 「市政だより」の位置づけは 全市民への最も有効な周知の唯一の手段
全所帯中の何軒か

④ ホームページは全市世帯数の何軒に入っているか

6. <市民の意見等の活用 8条>

① 提出された意見に対する市の考え方を公表しなければならない

② 2の限りではない

③ 用式2号に従い

④ 事業に関係ないものは受け付けない

正式手続をふまないものは受け付けない

⑤ 情報公開 9条

⑥ 個別回答を行わない

7. <対象の作成及び公表 10条>

① 様式第2号にそって公表

② ^{素案の}どいもどいう文書で修正、削除、加筆したか
公表はわかるように赤字、赤字で公表すること

③ 年間の活動状況と修正等箇所、内容の公表

④ 年間活動報告書の作成

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

熊本市戸島3丁目14-19

西村文雅

< 審議会等条例 >

1. 審議会^選の目的 自治基本条例 にもとづいて明確にする

2. 審議会^選の個別目的 一般的目的と個別目的

3. 審議会^選の設置

4. 審議会^選構成と審議委員

(1) 審議委員の基準を公表し、この基準にもとづいて選出

(2) 男女の比率、年齢構成、選出地区

(3) 市職員は参画させない。但(1)例外規定、厳格に運用

(2) 理由の説明と公表

(4) 他の委員の兼任 いくつまで認めるか

(5) 任期 何年まで認めるか

(6) 議員

5. 公募 (別に定める)

6. 審議会の任務、役割

(1) 市民にとってより良い条例案を作ることを目的とする

(2) 市民の意見、提案を広く受け入れ、説明を受けよう。

(3) 学習会、研究会、シンポジウム等を用いて市民に啓蒙活動を行う

(4) 審議会等の検討内容等を報告会を用いて説明する

(5) より良い条例案を作るために、市民の意見を聴く意見交換会を用く

7. 審議会の民主的な運営

- (1) 長は 審議会を自主的、自主的、民主的に運営しなければならない。
- (2) 長は 会のテーマの目的と任務を明確にし、どのような内容のものをつくるかの全体構想を明示しなければならない。
 - ① 委員が正しい知識を持つていふことを前提にするべきである
 - ② 正しい知識を持つために 市民参画の学習会を開催、お良好な条例等をつくるための知識を深めなければならない。
- (3) 長は 全体の計画と行程表 スケジーンを明らかにしなければならない。
- (4) 長は 重要な論点、争点になる問題、課題、項目についてはおおむね報告を行い、委員に考え、また市民に考える時間を与えるべきである。
- (5) 長は 委員が調査、審議するために必要と十分な時間を保障しなければならない。
- (6) 委員会として 学習会等を開催、委員一人一人の課題についての認識が深まり、論議が進めやすに配慮しなければならない。
- (7) 出席は絶対に避けなければならない。
- (8) 論議は、論点、争点とその根拠に基づいて明確に（おが）進めよう。
- (9) 市民からの提案、意見の表明は、説明を受け、十分な配慮のもとに論点、争点を明確にし、討論にまかせ、お良好な条例等を深めよう。ためんをかせなければならない。

8. 会議は原則公開とする

- (1) 非公開は個人情報に関する場合にはのみに限る
- (2) 非公開の場合は 3分の2以上の賛成の議決が必要
- (3) 会議後、非公開の理由を説明し、公開しなければならない。

9. 市民への会議の日程の告知

会議は基本的に 30日前までに「市政だより」に掲載（全市民配布）

10. 会議の議事録の公開

(1) 会議記録は7日以内に公表しなければならない。

① 報告内容

② 議事内容

(2) 会議の内容の公開により、市民は課題の進行状況と何の論点、争点になっているかを知ることが出来る

11. 事務局の位置と役割

(1) 審議会が主役で独立した組織であり、自主的、自主的に運営し、委員の知恵と市民の意見、提案等を結集し、答申、提言を独立に決定しなければならない。

(2) 事務局は審議会の目的達成のため事務補助機関である。

(3) 事務局長は長と審議会の指示のもとに職務を遂行しなければならない。

(4) 事務局長の氏名は明らかにしなければならない。

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

熊本市戸島3丁目14-19

西村 文雅

< 公募委員選出制度に関する条例 >

1. 条例の目的

2. 公募制度の役割と公募委員の役割の明確化

3. 公募委員のオ三者機関の創設
(学者、専門家、有識者、市民、マスコミ代表)

4. オ三者機関が公募の発表の準滞段階から選考基準
結果の発表まで、選考の全過程に責任を負う。

5. オ三者機関は選考における透明性 公正性 公平性
を担保する独立機関である。

6. 公募の審査の基本は、課題、審議会の目的についての
正しい理解と意欲を基本に選考。

7. 審査は論文だけで判断

8. 事前に、公募後採用者のみ論文の公表を告知。

9. 採用発表後、選考委員会は、選考過程のすべてを
公表し (個人情報等は除く) 選考の公正、公平、
透明性を担保、証明する。

10. 選考委員会は、公募について市長に提言でき、
選考について評価等を公表することができ、

(意見)

公募制度は市民の市政(行政)参画の重要な形態であると同時に絶対必要な制度である。

この制度を公正、公平、透明で市民に見えぬ形にすることは焦眉の課題である。

公募制度が体系化、条例化されることにより、特に第三者機関による選考制度の確立で、市民の目に見えぬ選考過程が明らかになり、市民の監視により公正、公平、透明性はいっただんと進めるとしてよろ。

多くの市民も自分が公正、公平に評価されることに確信を持ち、多くの市民の公募が増えることを願っています。

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

熊本市戸島3丁目14-19

西村 文雅

< 行政評価事例 >

1. 行政評価の目的

(1) 住民の成果をはっきりさせること

- とれだけ福祉の向上をさせたか。 地域は暮らしやすくなったか。 住みよくなったか。 便益は将来もたうのか。 現在もたうしているか。 これまでもたうしてきたか。
- 地域への経済効果と雇用。 便利になったか。

(2) 客観的で透明な行政評価過程の公開で、市民に説明責任をはたす。

(3) 行政評価を行うことにより、行政活動の成果と問題点、改善点を明らかにし、行政運営の改善を図ること

2. 行政評価の意義と役割

(1) 行政のプロセスの過程の中で評価を確立する。これは不可欠のステップで、サイクルを完結し、新しい質の段階に入る。総括することにより問題と教訓を明らかにする。 (企画、実施、評価) プロセスを完結させる位置と認識、その位置の役割

(2) 効率 ムダをはぶき効率性を確保。費用対効果の向上

(3) 評価という観点が見直し、改善していく過程に職員意識改革 行政、職員の文化と意識改革

(4) 他の関連ある予算、総合計画、職員組織の見直し、修正、変更する機会を与える

(5) 行政評価は、行財政システム改革を進めるエンジンである。行政運営の中核的手段、道具である制度

(6) 行政判断のための客観的材料を提供する

3. 行政評価の対象と評価単位

(1) 行政評価の対象

- ① 理念としてはすべての行政活動の全分野、全階層が対象となる
- ② 全庁共通の事業体系 総合計画の体系 予算編成上の体系

(2) 評価単位

- ① 分野、階層構造のそれぞれの段階で事業レベルの評価をもとに施策レベルの評価を行うのが基本
- ② 行政評価の基礎単位とする
- ③ 住民に接し具体的に執行の現場である

4. 評価指標と評価表(シート)

- (1) 「住民の福祉をどれだけ向上させたか」を住民の成果と測る評価指標体系を中心にする。

- (2) 行政評価のシステムの中核は「評価指標」と「評価表(シート)」で、道具手段である

- (3) 評価指標は、行政評価を客観的なものにする必要不可欠な道具である

- (4) 評価表(シート)は評価指標を記録するもの

(5) 行政評価システムにおける代表的な指標

- ① 目標達成度を測る指標(有効性指標)
- ② 住民の福祉の向上等住民の成果を測る指標(アウトカム指標)
- ③ 上位目標への貢献度を測る指標(関係分析指標)
- ④ 効率性を測る指標(コスト指標)
- ⑤ 活動量を測る指標(アウトプット指標)

5. 行政評価と務合計画の策定と進捗管理

(1) 進捗管理の仕組みと連携を図る

(2) 実施計画の進捗管理と行政評価の成果と問題点、改善点、教訓等を踏まえて見直し、整合性を図る

6. 行政評価と職員配置、行政組織編成、予算編成との連携、行政評価の成果と問題点、改善点、教訓等を踏まえて見直し、整合性を図る

7. 市民参画の第三者委員会と行政評価の公表

(1) 評価結果が行政運営に有効に活用されるには、行政評価等の客観性と透明性が確保されなければならない

(2) 課及び部のレベルの評価会議に市民参画

(3) 局レベルでの評価会議に市民参画

(4) 第三者機関による評価委員会（市民、学者、専門家等）

(5) 行政評価の過程を公開し、透明性を担保する

(6) 行政評価の結果を公表する

(7) 年次報告書を作成し公表する

平成22年8月23日

熊本市自治推進委員

熊本市戸島3丁目14-19

西村文雅

〈情報共有の拡充推進条例〉

1. 情報共有のための市民の基本的権利

(1) 市民は、知る権利をもとに市の保有する情報を請求し、取得する権利を持つ。市の保有する情報は共有財産であり、市民のものである。

(2) 市民は、市政の課題、条例、計画等に対案を提案する権利と意見を表明する権利を有する。市民の対案の提案により、議論が深まり、より良い条例、計画が作られる機会が増大する。

2. 情報共有の拡充推進の原則・目標

(1) 市長(行政)は、自治基本条例(3条)(12条)の自治運営の基本原則と市政運営の原則にもとづいて、市政(行政)情報を積極的に公開、提供することによって、情報共有の拡充推進を図る。

(2) 市長(行政)は、市政(行政)に関する意思決定過程を市民に公開し、積極的に情報を公開することによって、情報共有の拡充推進を図る。

(3) 市長(行政)は、市政(行政)の課題等について丁寧な説明、応答の責務を積極的に果たすことにより、市民の市政(行政)への理解を一層広げ、深め、公平で透明な市政(行政)運営を行う。

(4) 課題の全体の計画と行程表、スケジュールを市民に公表する

① 市民が市政(行政)の全体の計画を知ることにより、市政(行政)への計画参加できる条件が拡充される

② 議会、議会上程までの各過程、段階の全体計画と行程表、スケジュールを明らかにすることにより、市民が多様な形態に主体的に参加することが保障される

3. 情報共有の拡充推進制度

[1] 市長(行政)が市政(行政)に関する情報を自ら積極的に分かりやすく市民に公開、提供する公開情報制度

(1) 計画に関する情報

- ① 総合計画、実施計画、事業計画
- ② 各分野の計画
- ③ 全市計画、地域計画
- ④ 地区計画、小中学校区計画等

(2) 条例の制定、改正、廃止

(3) 行政評価に関する情報

(4) 予算、決算、財政

(5) 市民参画協働計画(状況、教訓、改善点)

(6) 市民の生活に大きな影響を及ぼす計画、条例等

(7) 市政の意思決定過程の計画

(8) 課題の全体計画、行程表、スケジュール等の計画

(9) 課の行政活動の基礎となっている条例、規則、要綱を関係市民に直接公表(資料)

[2] 市政(行政)に関する市(行政)の会議を公開する制度

行政のすべての会議は基本的に公開する

[3] 市の保有する文書、その他記録の請求に基づき公開する制度

1週間以内提供

[4] 市民の意見、提案等が市政に確実に反映する制度

- (1) 課題の意思決定過程のそれぞれの段階における市民の意見、提案等を保障する場の設定
- (2) 市民の提案等の説明の保障と記録して公表
- (3) 市民の課題への提案、意見の反映されたものの記録と市長(行政)の回答等の公表
- (4) 市民の意見、提案等の年間活動状況報告の公表

[5] 主要な課題、条例、計画、施策について市民、議会、市長(行政)が共通の知識の基盤の確立をめざし、学習の機会を広く提供すると同時に、他の自治体の経験と教訓等の情報を拡充推進する制度

[6] 市長(行政)は、各課が行う調査と計画と総括の情報を積極的に公表提供し、情報共有を拡充推進する制度

[7] 熊本市の地才自治の発展のための研究機関を創設し、シンタックとして熊本市自治体問題研究所の創立。市民、議会、市長(行政)が、熊本市自治体の問題を研究、調査し、情報を共有する拡充推進する制度

4. 情報の収集と事務文書等の管理

市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できる統一した基準により整理し保存(なければならぬ)。

平成22年 8月 23日

熊本市自治推進委員

熊本市戸島町5丁目4-19

西村 文雅